

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県心身障害者扶養共済システム開発等業務 一式

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年1月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部障害福祉課

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年7月24日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年7月13日（金）から同年8月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成19年7月13日（金）から同年8月10日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 平成14年4月1日以降に国又は地方公共団体と同種の業務を履行又は履行中の実績を有すること。

(6) 平成18年9月12日付鳥取県公報で調達公告を行った「情報システム構築に係る基本設計等業務」を受託した者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部障害福祉課

4 入札手続等

(1) 入札手続の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部障害福祉課地域生活支援室

電話 0857-26-7866

メールアドレス shougai-fukushi@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 7 月 13 日（金）から同月 20 日（金）までの間に鳥取県のインターネットホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/oshirase/index.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

平成 19 年 7 月 13 日（金）から同月 20 日（金）までの日（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 8 月 10 日（金）午後 2 時

鳥取県庁福祉保健部会議室（鳥取県庁本庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の（1）の場所に平成 19 年 8 月 1 日（水）午後 2 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。